

京都市中小企業技術者研修規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月26日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第8号

京都市中小企業技術者研修規則の一部を改正する規則

京都市中小企業技術者研修規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「係る経費の3分の1を研修生の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）以内で」を「必要な資料及び原材料に係る費用を考慮して」に、「実費を受講料として」を「受講料を」に改める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(産業技術研究所繊維技術センター)